福岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.0135

イ　神奈川県茅ヶ崎市、愛知県豊橋市及び福岡県粕屋町に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.0339

U_{30}　ア　静岡県静岡市、愛知県西尾市及び滋賀県大津市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに愛知県岡崎市及び幸田町並びに福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.01354

イ　兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額に係るもの及び福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.03385

$U_{\text{令元}}$　ア　北海道帯広市、神奈川県小田原市、南足柄市、大井町、松田町及び箱根町並びに岐阜県美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町及び御嵩町に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに静岡県浜松市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.01347

イ　茨城県神栖市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.03367

$U_{\text{令2}}$　ア　埼玉県所沢市並びに愛知県岡崎市及び西尾市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01354

イ　愛知県名古屋市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.02031

ウ　静岡県浜松市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.02491

エ　静岡県沼津市及び山口県周南市に対して総務大臣が通知した額に係るもの、愛知県名古屋市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの並びに福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.03386

オ　福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.04740

$U_{\text{令3}}$　ア　埼玉県所沢市、神奈川県藤沢市、富山県富山市

県福岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.0135

イ　神奈川県茅ヶ崎市、愛知県豊橋市及び福岡県粕屋町に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.0339

AE_{30}　ア　静岡県静岡市、愛知県西尾市及び滋賀県大津市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに愛知県岡崎市及び幸田町並びに福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.01354

イ　兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額に係るもの及び福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.03385

$AE_{\text{令元}}$　ア　北海道帯広市、神奈川県小田原市、南足柄市、大井町、松田町及び箱根町並びに岐阜県美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町及び御嵩町に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに静岡県浜松市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.01347

イ　茨城県神栖市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.03367

$AE_{\text{令2}}$　ア　埼玉県所沢市並びに愛知県岡崎市及び西尾市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01354

イ　愛知県名古屋市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.02031

ウ　静岡県浜松市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.02491

エ　静岡県沼津市及び山口県周南市に対して総務大臣が通知した額に係るもの、愛知県名古屋市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの並びに福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.03386

オ　福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.04740